

○内閣府告示第二十号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第五百五十九号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項 〔略〕</p> <p>一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 〔第一段落 略〕</p> <p>また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規雇用割合は依然として高い水準にある。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が一定程度存在している。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。</p> <p>〔第三段落～第六段落 略〕</p> <p>〔二〕四 略〕</p> <p>第二 〔略〕</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項</p> <p>一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 〔1・2 略〕</p> <p>3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握</p> <p>(一) 〔略〕</p> <p>(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握</p> <p>市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項 〔同上〕</p> <p>一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境 〔第一段落 同上〕</p> <p>また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっている。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。さらに、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。</p> <p>〔第三段落～第六段落 同上〕</p> <p>〔二〕四 同上〕</p> <p>第二 〔同上〕</p> <p>第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項</p> <p>一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 〔1・2 同上〕</p> <p>3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握</p> <p>(一) 〔同上〕</p> <p>(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握</p> <p>市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下</p>

「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえ  
て教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  
を推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども  
・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問  
事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成  
支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事  
業」という。)については、市町村は必要に応じて児童福祉  
法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援(以  
下「利用勧奨」という。)並びに同条第二項に規定する支  
援の提供(以下「利用措置」という。)を行うこととされて  
いることから、家庭支援事業の量の見込みの推計に当たって  
は、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘  
案すること。

〔第二段落・第三段落 略〕

〔4・5 略〕

6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画(社会福祉法  
(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する市  
町村地域福祉計画及び同法第八十八条第一項に規定する都道府県  
地域福祉支援計画をいう。)、教育振興基本計画(教育基本法  
(平成十八年法律第二十号)第十七条第二項の規定により市  
町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基  
本的な計画をいう。)、自立促進計画(母子及び父子並びに寡  
婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十一条第二項第  
三号に規定する自立促進計画をいう。以下同じ。)、障害者計  
画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第  
二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する  
市町村障害者計画をいう。)、障害児福祉計画(児童福祉法第  
三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び同  
法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計

「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえ  
て教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み  
を推計し、具体的な目標設定を行うこと。

〔第二段落・第三段落 同上〕

〔4・5 同上〕

6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画(社会福祉法  
(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する市  
町村地域福祉計画及び同法第八十八条第一項に規定する都道府県  
地域福祉支援計画をいう。)、教育振興基本計画(教育基本法  
(平成十八年法律第二十号)第十七条第二項の規定により市  
町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基  
本的な計画をいう。)、自立促進計画(母子及び父子並びに寡  
婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十一条第二項第  
三号に規定する自立促進計画をいう。以下同じ。)、障害者計  
画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第  
二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する  
市町村障害者計画をいう。)、障害児福祉計画(児童福祉法第  
三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び同  
法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計

画をいう。) 、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画(以下「市町村整備計画」という。)その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であつて、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものその他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

〔第二段落 略〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔略〕

〔1・2 略〕

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときに、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。また、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準(市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援

画をいう。) 、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画(以下「市町村整備計画」という。)その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であつて、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

〔第二段落 同上〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔同上〕

〔1・2 同上〕

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときに、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準(市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。)を参考として、事業の種類ごとの量の見込

事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。)を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

〔第二段落 略〕

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落〜第三段落 略〕

また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)の趣旨を十分踏まえること。

〔4・5 略〕

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔略〕

1 〔略〕

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

〔略〕

(一) 児童虐待防止対策の充実  
市町村においては、児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導

みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

〔第二段落 同上〕

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落〜第三段落 同上〕

また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

〔4・5 同上〕

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔同上〕

1 〔同上〕

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

〔同上〕

(一) 児童虐待防止対策の充実  
市町村においては、児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導

等を行う子ども家庭センター、地域子育て相談機関、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠である。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子ども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行う。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

市町村における児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行う。あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、支援が必要な者に対するサポートプラン（児童福祉法第十条第一項第四号に規定する計画及び母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第一条第一項に規定する母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画をいう。）を作成し、家庭支援事業等の適切な支援につなげることが重要である。こうした対応を円滑に行えるよう、市町村においては、全ての妊産婦、

等を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠である。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行う。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

市町村における児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行う。あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることが重要である。また、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図り、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努める。支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者

子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことも家庭センターを整備し、児童福祉機能と母子保健機能の緊密な連携を図るとともに、地域子育て相談機関を始めとする地域における相談窓口や地域子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努める。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（中学校区を目安とする。）ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努める。地域子育て相談機関においては、全ての妊産婦、子育て家庭又は子どもが気軽に相談できる身近な相談先として、子育て家庭と継続的につながり、支援を行うための工夫を行うとともに、子ども家庭センターとの密接な連携を図る。

こうした取組をはじめとして、支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うために子ども家庭センターを中心とした連携体制の構築を図ることが必要である。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童福祉法第十条の二の規定に基づき、並びに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和四年十二月十五日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新たなプラン」という。）において全市町村が令和八年度までに全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、児童等に対する相談支援を行うことも家庭センターの整備を行うことが必要である。

等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ることが必要である。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成三十年十二月十八日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）に基づき、児童等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備を行うことが必要である。

## イ 関係機関との連携強化

地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化が必要である。具体的には、協議会に、市町村（子ども家庭センター、児童福祉、母子保健等の担当部局）、児童相談所、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、地域子育て相談機関、学校、教育委員会、警察、医療機関、医師（産科医、小児科医、精神科医、法医学者等）、歯科医師、女性相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局等幅広い関係者の参加を得る。協議会においては、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認する。こうした進行管理は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が適切に行う。このため、調整機関及び子ども家庭センターに専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や、都道府県等が実施する研修・講習会等への参加を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保する。

また、孤立した子育てによって虐待につながるのではないよう、家庭支援事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するなど、子育て支援サービス等の地域資源の充実を図るとともに、こども家庭セ

## イ 関係機関との連携強化

地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化が必要である。具体的には、協議会に、市町村（児童福祉、母子保健等の担当部局）、児童相談所、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、医師会、歯科医師会、婦人相談所、婦人相談員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局等幅広い関係者の参加を得る。協議会においては、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有、関係機関で役割分担の下、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認する。こうした進行管理は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が適切に行う。このため、調整機関及び子ども家庭総合支援拠点に専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や、都道府県等が実施する研修・講習会等への参加を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保する。また、孤立した子育てによって虐待につながるのではないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するなど、子育て支援サービス等の地域資源の充実を図る。



ンターの整備及び住民の身近な場所で子育てに関する相談及び助言を行う地域子育て相談機関の整備に努める。

〔第三段落・第四段落 略〕

(4) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業及び児童育成支援拠点事業の確保に努めるとともに、本事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

なお、これら社会的養護施策との連携に当たっては、都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「推進計画策定要領」という。）に基づく都道府県社会的養育推進計画に規定する施策についても考慮する必要がある。

〔二・三 略〕

3

〔略〕

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策

〔第三段落・第四段落 同上〕

(4) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、本事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するために、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

〔二・三 同上〕

3

〔同上〕

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策

を盛り込むこと。その際、子ども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て家庭及び子どもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援をつなぐ機能を有することから、子育て支援に関わる関係機関と十分に連携を行うこと。加えて、住民の身近な場所で行う子育てに関する相談及び助言を行う地域子育て相談機関は、子ども家庭センターと十分に連携することで、子育て家庭に必要な支援につなげるとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めること。

(一) 関係機関の連携会議の開催等

〔第一段落 略〕

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（子ども家庭センター、地域子育て相談機関、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

〔略〕

(1) 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。加えて、地域子育て相談機関として子ども家庭センターと連携し、地域の住民に対し、子育てに関する相談及び助言を行うこと。

〔2〕・〔3〕 略〕

を盛り込むこと。

(一) 関係機関の連携会議の開催等

〔第一段落 同上〕

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

〔同上〕

(1) 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。

〔2〕・〔3〕 同上〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

〔略〕

〔1～5 略〕

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である。

(一) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要がある。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要であり、推進計画策定要領の規定するところのほか、以下の事項に沿って、市町村とも連携しつつ都道府県において計画を策定して推進する。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

〔同上〕

〔1～5 同上〕

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業等の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である。

(一) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要がある。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要であり、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成三十年七月六日付け子発〇七〇六第一号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「推進計画策定要領」という。）の規定するところのほか、以下の事項に沿って、市町村とも連携しつつ都道府県において計画を策定して推進する。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が

子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行う。また、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子どもの最善の利益を考慮しつつ、その意見又は意向を勘案して措置を行うため、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ、適切に子どもの意見聴取を行う等の措置をとることとする。

あわせて、都道府県は子どもの意見表明等の支援や子ども等からの申立てに基づき児童福祉審議会等が調査審議及び意見の具申を行う仕組みなど子どもの権利擁護に向けた必要な環境の整備を行う。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

都道府県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備等の支援を行う。また、医療機関等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、必要な環境整備や市町村等の取組への支援を行う。児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、児童相談所は、市町村（こども家庭センター及び児童福祉、母子保健等の担当部局）、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、地域子育て相談機関、学校、教育委員会、警察、医師（産科医、小児科医、精神科医、法医学者等）、歯科医師、女性相談支援センター、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局の関係者との連携を強化する。また、都道府県は、対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な

子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行う。また、子どもの権利擁護の観点から、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立てができることについて、周知を行うなど、児童福祉審議会の活用を促進する。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

都道府県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備等の支援を行う。また、医療機関等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、必要な環境整備や市町村等の取組への支援を行う。児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図るため、児童相談所は、市町村（児童福祉、母子保健等の担当部局）、保健センター、保健所、福祉事務所、児童委員、民生委員、保育所、認定こども園及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医師（産科医、小児科医、精神科医、法医学者等）、歯科医師、婦人相談所、婦人相談員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、NPO、ボランティア等の民間団体並びに生活困窮者自立支援制度等の庁内関係部局の関係者との連携を強化する。また、都道府県は、対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町村との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努める。協議会におけ

情報共有、支援方針の協議などの協働に努める。協議会における児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援する。

加えて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知や、SNS等を活用した相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるとともに、女性に対する暴力をなくす運動の機会を捉え、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動を推進することが必要である。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や親子再統合支援事業の実施により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護所については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

る児童相談所の積極的な助言及び協議会関係者向けの研修の実施等により、協議会の機能強化や効果的運営を支援する。

加えて、全国児童相談所共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知や、SNS等を活用した相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるとともに、女性に対する暴力をなくす運動の機会を捉え、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動を推進することが必要である。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要である。具体的には、新たなプランに基づき、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司、保健師等を増員する等の職員の適切な配置、法律関係業務について常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置等の児童相談所の体制を強化することが必要である。また、研修等による職員の資質向上や保護者支援プログラムの推進により、保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保を図る。加えて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置の実施や、第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施、児童相談所業務の外部委託等の推進など、児童相談所の業務の見直しを進める。一時保護所については、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、一時保護委託も含めて、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実が必要である。

〔第二段落 略〕

〔二〕(四) 略

五 〔略〕

六 その他

〔1〕5 略

6 成育医療等の提供の確保について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の趣旨を踏まえ、妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に係る教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たって適切な配慮をするよう努めることとする。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

〔第一段落 略〕

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、当該家庭に対し、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく利用措置による家庭支援事業の利用その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等による支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

〔第三段落・第四段落 略〕

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

〔第二段落 同上〕

〔二〕(四) 同上

五 〔同上〕

六 その他

〔1〕5 同上

6 成育医療等の提供の確保について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の趣旨を踏まえ、妊娠・出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に係る教育・福祉等に係るサービス等の提供が確保されるよう、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たって適切な配慮をするよう努めることとする。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

〔第一段落 同上〕

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支援、養育支援訪問事業等の地域子ども・子育て支援事業等の活用等によりこれらの家庭への支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

〔第三段落・第四段落 同上〕

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

二 [略]	<p>一 利用者支援に関する事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所が必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>目標事業量の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（中学校区を目安とする。）ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていることも考慮すること。</p>
----------	----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

- 一 [略]
  - 二 父親も子育てができる働き方の実現
    - 子の出生直後の時期に柔軟に取得できる出生時育児休業（産後パパ育児）、父母ともに育児休業を取得する場合に休業期間を延長できる「パパ・ママ育児プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進、積極的に育児を担う男性を応援する男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）等による、職場や社会全体の意識の変革並びに男性の子育てへの関わりの支援及び促進
- 〔三・四 略〕

二 [同上]	<p>一 利用者支援に関する事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所が必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
-----------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

- 一 [同上]
  - 二 父親も子育てができる働き方の実現
    - 父母ともに育児休業を取得する場合に休業期間を延長できる「パパ・ママ育児プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進、積極的に育児を担う男性を応援する「イクメンプロジェクト」等による、職場や社会全体の意識の変革並びに男性の子育てへの関わりの支援及び促進
- 〔三・四 同上〕

<p>四 子育て短期支援事業</p>	<p>三 放課後児童健全育成事業</p>
<p>利用希望把握調査等により把握した、子育て短期支援事業の利用希望、児童虐待に係る相談に応じた実績、利用勧奨及び利用措置の見込み等に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>	<p>小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視しつつ、待機児童を解消する観点から、ニーズを幅広く想定し、前年度における五歳児のうち、法第十九条第二号の認定を受けると見込まれる者や幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者等の数に基づき想定した利用希望又は利用希望把握調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

<p>四 子育て短期支援事業</p>	<p>三 放課後児童健全育成事業</p>
<p>利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績、児童虐待に係る相談に応じた実績等に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>	<p>小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視しつつ、待機児童を解消する観点から、ニーズを幅広く想定し、前年度における五歳児のうち、法第十九条第二号の認定を受けると見込まれる者や幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者等の数に基づき想定した利用希望又は利用希望把握調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>また、目標事業量の設定に当たっては、「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性就業率が八十％程度となることを想定して、令和元年度から令和五年度末までに約三十万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。</p>



備考 表中の「」の記載は注記である。	〔九〇十一 略〕	五 〔略〕	六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数、児童虐待に係る相談に応じた実績、利用勸奨及び利用措置の見込み等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
		七 〔略〕	八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、今後の利用希望、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）を含む。）の実績、利用勸奨及び利用措置の見込みを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔九〇十一 同上〕	五 〔同上〕	六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
		七 〔同上〕	八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。